

「にいがた意欲ある住まいづくりの会」Q&A

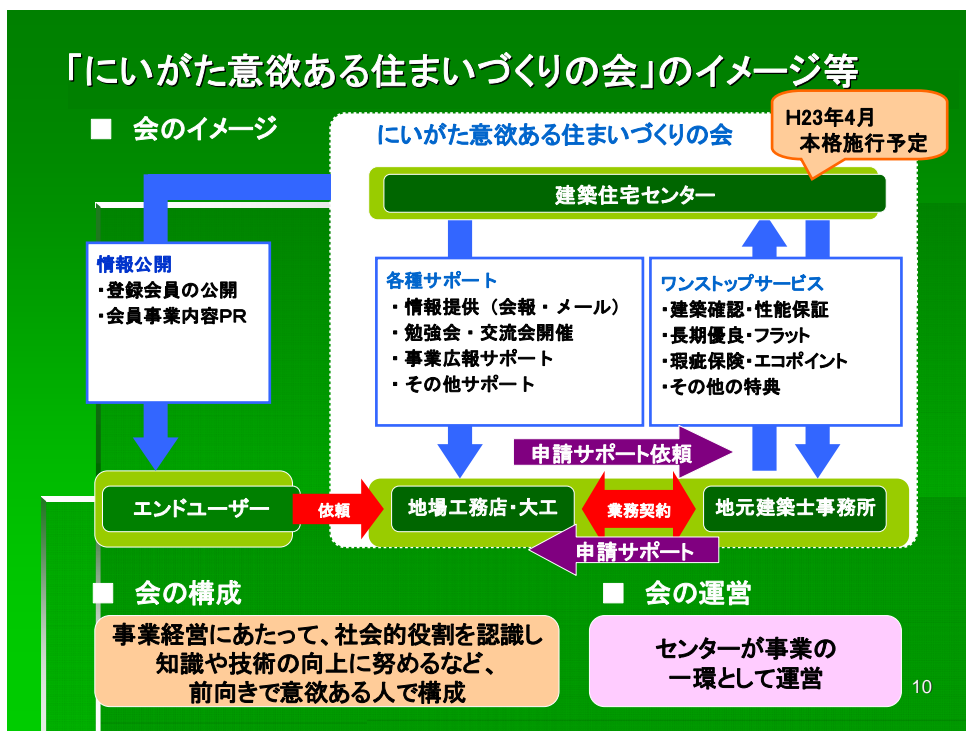
Q 会の目的は何ですか。

A 会の目的は、地場工務店・大工さん、地域建築士事務所さんと（財）新潟県建築住宅センター（以下センターという。）が連携し、地域と地域住民のために質が高く長生きする住まいを提供することです。

Q 会はどのようなものですか。

A 地域住民のために住まいづくりに意欲を燃やす地場工務店・大工さん、地域建築士事務所さんで構成する会であり、地場工務店・大工さんが苦手とするマーケティングや情報、諸制度への対応等の分野を、センターが地域建築士事務所さんの協力を得てサポートする会です。

具体的なイメージは下図のとおりです。



Q 会の運営母体は誰ですか。

A センターが事業の一環として運営します。

Q 会には誰でも入会できるのですか。

A 会員は、知識や技術の向上に努めるなど自ら営む業の社会的役割を認識するとともに、次の各号の要件を概ね満たす者（個人又は法人）のうち、センターが主催する入会セミナーを受講した者の中から、センターが入会を認めた者とします。

- 地場工務店さん大工さんの要件
 - ・ 責任ある業務体制が必要という観点から、建築士（1級・2級・木造）が1名以上常勤していることとします。
 - ・ 地場の工務店さん大工さんという観点から、元請新築住宅の建設戸数が年間概ね10棟以下で、主な営業エリアが主たる営業所の所在地から概ね60km以内とします。
- 地域建築士事務所さんの要件
 - ・ 責任ある業務体制という観点から、新潟県知事から建築士事務所登録（1級・2級・木造）を受けた建築士事務所さんで、顧客から依頼された業務を自己の責任のもと自ら行っていること。若しくは、業務の一部を下請けに出す場合は、全て自己の責任として成果品を顧客に納品している建築士事務所さんとします。
 - ・ 地域性という観点から、新潟県に主たる事務所を有する建築士事務所さんとします。

Q 会に入会するとどのようなサービスを受けられるのですか。

A 現在考えているサービスは次のとおりです。センターのマンパワー等の関係でやれないものもあると思いますが、いずれにしろ、会を運営してゆく中で、会員の皆様方のご意見をお聞きし、サービス内容を検討していきたいと考えております。

- 長期優良住宅等の住宅施策に係る申請業務等のサポート（地場工務店さんと建築士事務所さんとの直接業務契約として行うもので、センターは助言、協議、情報提供等、間接的なサポートを行います。）
- 住宅関連や法改正等に係る情報提供
- セミナー、講座、勉強会、視察、見学会
- 会員交流会
- センターのホームページによる会員情報の公開や会員ホームページへのリンク

Q 会員になるとどのようなメリットがあるのですか。

A 例えば、次のようなメリットがあると思います。

- 諸制度に対応する能力、技術力、マーケティング、顧客対応能力等の向上が期待される。
- 地場工務店・大工さんと建築士事務所さんとの出会いの場の広がりや連携した住まいづくりに参画できる。
- 苦手部分のサポートにより技術や技能を活かせる。
- センターのホームページから一般ユーザーに向けて自社の情報を発信できる。

Q 入会手続きはどうすればよいのですか。

A 次のとおりです。

- 1 入会希望者は[入会申込書（様式1-1（工務店・大工さん用）、様式1-2（建築士事務所用）](#)）をセンターに提出（持参又は郵送）していただきます。
- 2 センターは入会希望者に入会セミナー受講日を通知（メール・FAX・郵送）します。
- 3 入会希望者から入会セミナーを受講していただきます。
- 4 センターから入会承認日、会員ID・会員パスワードを通知します。

Q 入会申し込みの期日は決まっているのですか。

A 特に決まっていません。

随時受け付けていますが入会に必要な入会セミナーは、受講者が10～20名を目安に開催する予定にしておりますので、入会までに時間を要する場合があります。

Q 無料ですか。

A サービスに係る費用（セミナーや講座に係る資料・講師謝金等）の一部を、負担金として納入していただくこととし、その額は年間12,000円（月1,000円）とさせていただきます。

Q 会員規約はありますか。あれば教えてください。

A 必要な事項を定めた[会員規約](#)があります。

Q 情報はどのような方法でもらえるのですか。

A センターホームページ「[にいがた意欲ある住まいづくりの会](#)」の会員専用バナーからの情報発信を基本とし、必要に応じメールやFAXなどでも行います。